

2022年6月2日

各 位

会社名 中小企業ホールディングス(株)
 代表者名 代表取締役社長 岡本 武之
 (コード番号 1757 東証スタンダード市場)
 問合せ先 管理本部長 井上 博文
 (Tel. 03-6825-7100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月27日開催予定の第58回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 新設子会社による新規事業を進めるにあたり、また、今後事業化を進める可能性のある事業に関し、現行定款第2条(目的)を追加変更するものです。
- (2) オフィス環境整備による経営効率の向上を図るため、本店を移転することに伴い、現行定款第3条(本店の所在地)を変更案第3条のとおり変更するものであります。
 また、本変更の効力は、2022年7月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨を附則で規定するものといたします。なお、当該附則は効力発生日経過後、これを削除するものといたします。
- (3) 当社の発行可能株式総数は472,072,944株であります。2022年3月31日現在の当社発行済株式総数は258,251,756株となっております。将来の機動的な資本政策の遂行を可能とするため、および企業買収の際、株式交換を利用することも想定して、現行定款第5条(発行可能株式総数)を変更案第5条のとおり、変更するものであります。
- (4) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、現行定款第12条(招集)の第2項および、附則を新設するものであります。株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することが出来るようにするため、変更案第16条の第2項を新設するものであります。上記の新設される規定の効力に関する附則を設けるものといたします。なお、当該附則は効力発生日経過後、これを削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 1. ~17. (省略)	(目的) 第2条 1. ~17. (現行どおり)

<p>18. <u>仮想通貨交換業</u> 19. ～29. (省略) 30. <u>前各号に付帯または関連する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>472,072,944株</u>とする。</p> <p>(招集) 第12条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>18. <u>原材料及び工業製品の輸出入</u> 19. ～29. (現行どおり) 30. <u>猫に関連する会員制サービスの提供</u> 31. <u>猫の保護に係わる事業</u> 32. <u>動物愛護に関する調査、研究、情報提供、教育活動、広報活動及び啓蒙活動</u> 33. <u>前各号に付帯または関連する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,000,000,000株</u>とする。</p> <p>(招集) 第12条 (現行どおり)</p> <p><u>第2項 当社の株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。なお、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則) <u>1. 変更後定款第12条第2項の規定の新設は会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生じるものとする。ただし、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第12条はなお効力を有する。なお、本条は、施行日から6か月を経過した日または施行日から6か月以内に開催された株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u> <u>2. 第3条の変更は、2022年7月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本条は本店移転の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>
---	---

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日
2022年6月27日（予定）

- (2) 定款変更の効力発生日
 - ① 変更案第2条の効力発生日
2022年6月27日（予定）
 - ② 変更案第3条の効力発生日
2022年6月27日（予定）
 - ③ 変更案第5条の効力発生日
2022年6月27日（予定）
 - ④ 変更案第12条第2項の新設の効力発生日
2022年9月1日（予定）

以上